

アスキーカード会員さま向け タブレット・パソコン保険改定のお知らせ

いつもアスキーカードをご利用いただき、誠にありがとうございます。

アスキーカード会員さま向けタブレット・パソコン保険のサービス内容につきまして、「適用条件」および「補償内容」を以下のとおり改定いたします。

【改定日】

2024年8月27日（ご入会応当日※：2024年7月27日）

※タブレット・パソコン保険は、アスキーカードご入会日（ご入会応答日）の1か月後（サービス開始日）から補償が開始されます。ご入会応答日を基準として年毎にカード更新手続きを行い、アスキーカードが更新されると、パソコン・タブレット保険も更新されます（年会費の引き落とし日とは異なります）。

※入会応当日が2024年7月27日以降の会員さまから順次、改定後のサービス内容に改定されます。

【改定内容】

<改定前> ご入会応当日：2024年7月26日まで

<サービス対象の範囲>

アスキーカード会員が所有するコンピューター本体（デスクトップ、ラップトップ、ノート型、タブレット型、ワープロ専用機等）および周辺機器。ただし、本体サイズがA7サイズ以下の機器および携帯電話を除きます。

<保険金のお支払額>

(1) 1事故に対して10万円を限度とします。

(2) 次の算式によって算出した額をお支払いします。

・アスキーカードを使用して2年以内に購入した場合 ※アスキーカードの使用による購入の証明は「カード利用明細書」によるものとします。

(購入価格 × 減価償却割合 - お客さま負担額 (1万円)) = 支払保険金

・上記以外（アスキーカードの利用明細書を紛失した場合を含みます）

(購入価格 × 減価償却割合 - お客さま負担額 (1万円)) × 縮小てん補率70% = 支払保険金

<改定後> ご入会応当日：2024年7月27日以降

<サービス対象の範囲>

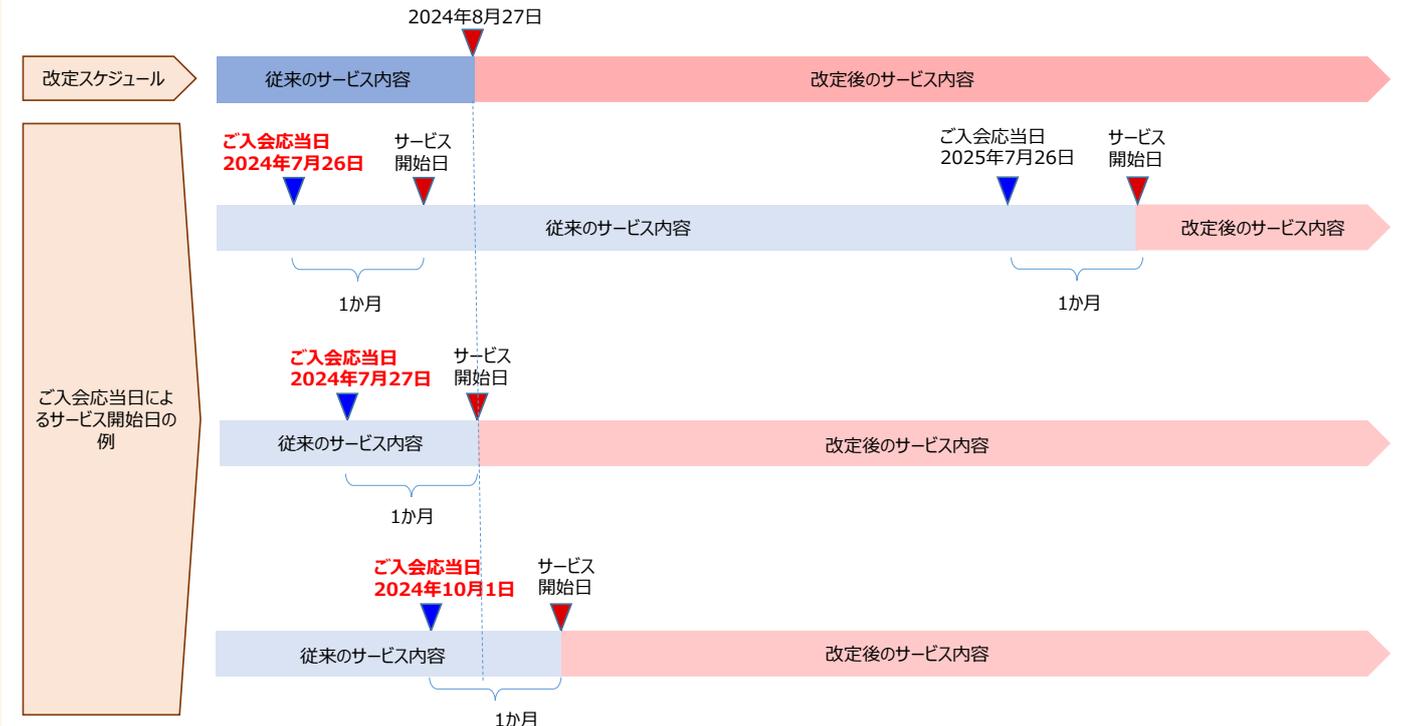
アスキーカードを使用して購入したコンピューター本体（デスクトップ、ラップトップ、ノート型、タブレット型、ワープロ専用機等）および周辺機器。ただし、本体サイズがA7サイズ以下の機器および携帯電話を除きます。

<保険金のお支払額>

(1) 1事故に対して10万円を限度とします。

(2) 次の算式によって算出した額をお支払いします。※アスキーカードの使用による購入の証明は「カード利用明細書」によるものとします。アスキーカードの「利用明細書」を紛失されている場合は補償されません。

(購入価格 × 減価償却割合 - お客さま負担額 (1万円)) = 支払保険金



【お問い合わせ先】

(制度変更に関するご照会) 株式会社アスキー総合研究所 サポート窓口 <https://ascii.jp/support/>
(補償内容に関するご照会) 株式会社トータル保険サービス 営業第二部 eigyo2@total-hoken.co.jp